

大和市市税条例の一部を改正する条例

大和市市税条例（平成2年大和市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第1号中「神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）」の次に「第10条第1項」を加え、同条に次の1項を加える。

2 法第314条の7第1項第4号に規定する条例で定める寄附金は、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）の行う同法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金であつて、市民の福祉の増進に寄与すると認められるもの（特別の利益が当該寄附金を支出する所得割の納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）として、別表に掲げる特定非営利活動法人が同表の右欄に定める期間内に受領する寄附金とする。

附則第9項第2号から第4号までの規定中「平成27年4月1日から平成28年3月31日」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改める。

附則第10項第4号中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改め、同項中第7号を第10号とし、第6号を第9号とし、第5号の次に次の3号を加える。

- (6) 法附則第15条第33項第1号（同号イに掲げる設備に限る。） 2分の1
- (7) 法附則第15条第33項第1号（同号ロに掲げる設備に限る。） 3分の2
- (8) 法附則第15条第33項第2号 2分の1

附則の次に次の別表を加える。

別表（第15条の2関係）

特定非営利活動法人の 名称	特定非営利活動法人の主 たる事務所の所在地	期間
特定非営利活動法人ワー カーズ・コレクティブ ケアびーくる	大和市つきみ野四丁目5 番地 つきみ野ビレジB 2-205	平成28年1月1日から 平成33年12月31日 まで
特定非営利活動法人地域 家族しんちゃんハウス	大和市南林間七丁目1番 15号	平成28年1月1日から 平成33年12月31日 まで

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は公布の日から施行する。ただし、附則第9項の改正規定は平成29年4月1日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の大和市市税条例（以下「新条例」という。）附則第9項第2号から第4号までの規定は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税に適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 3 新条例附則第10項第6号から第8号までの規定は、平成28年4月1日以後に取得される法附則第15条第33項各号に規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。